

岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化（以下「スマートエネルギー化」という。）を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「住宅」とは人が居住するための建築物、建築物内の区画又は土地をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の住宅に別表第1に掲げる補助対象機器を導入する事業又は補助対象機器が設置された市内の住宅（以下「補助対象機器付建売住宅」という。）を購入する事業とし、同表補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表個別要件及び共通要件の各欄に定める要件を満たすものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第3号又は第4号に規定する契約により補助対象機器を導入した者にあつては、第1号又は第2号に該当する者を除く。

(1) 補助対象機器を住宅に導入した個人であつて、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

ア 補助対象機器の導入に係る契約の当事者であること。

イ 補助対象機器の代金の支払をし、その支払いに係る領収書の名宛人であること（割賦払いの場合は割賦契約の契約者であること。）。

ウ 当該補助対象機器を使用する者であること。

エ 「あつ晴れ岡山エコクラブ」に入会していること（太陽光発電設備及び蓄電池を導入した場合に限る。）。

(2) 補助対象機器付建売住宅を購入した個人であって、前号アからエまでに掲げる要件を満たすもの

(3) 第1号又は第2号に規定する個人に対し、賃貸借契約により補助対象機器を貸与したリース事業者

(4) 第1号又は第2号に規定する個人に対し、太陽光発電設備及び蓄電池を無償で設置し、当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約（以下「PPA」という）により補助対象機器を設置したPPA事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を岡山市から受けている者。

(4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない者。ただし、単身赴任等で一時的に当該住宅に居住していない者であって、次のいずれにも該当する者を除く。

ア 当該住宅に家族等が居住していること。

イ 当該住宅に補助対象機器を導入した際の契約の契約当事者であること。

(5) 虚偽の補助金交付申請を行った者

（補助金の交付の制限）

第5条 同種の補助対象機器に係る補助金の交付の回数は、一住宅（同一敷地内にある別棟の建築物を含む。）につき1回とする。ただし、補助事業者と別生計にあると認められる場合を除く。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出された経費のうち、補助金の交付額算定に当たって対

象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額（既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに諸経費及び申請代行手数料等の費用を除く。）から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額とする。ただし、補助対象機器のうち太陽光発電設備及び蓄電池に係る補助金の交付額算定に当たっては、補助対象経費を基礎としない。

（補助金額）

第7条 補助金額は、別表第2の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付申請は、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月10日（当該日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その直後の月曜日）とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条第1項の補助金交付決定及び確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補

助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（手続代行者）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行をする者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を履行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

（取得財産等の管理）

第12条 補助事業者は、補助対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りでない。

（取得財産等の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力依頼）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウンキャンペーン、環境パートナーシップ事業への参加等、本市の地球温暖化対策の推進に必要な協力を求めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

- 2 岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱（平成24年5月16日市長決裁），岡山市住宅用省エネ設備等導入補助金交付要綱（平成24年8月10日市長決裁。）及び岡山市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱（平成24年5月24日市長決裁）は，廃止する。
- 3 この要綱の施行の際，現に前項に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けた補助事業者の報告については，なお従前の例による。
- 4 この要綱は，平成28年5月9日から施行する。
- 5 この要綱は，平成29年5月8日から施行する。
- 6 この要綱は，平成30年5月7日から施行する。
- 7 この要綱は，令和元年5月7日から施行する。
- 8 この要綱は，令和2年5月7日から施行する。
- 9 この要綱は，令和3年5月7日から施行する。
- 10 この要綱は，令和4年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は，令和5年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は，令和6年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は，令和7年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は，令和8年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象機器	個別要件	共通要件
太陽光発電設備	太陽電池モジュール，架台，パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）及びその他附属機器（接続箱，直流側開閉機器及び交流側開閉機器）で構成するものであって，次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。	1 補助対象機器の導入日（窓断熱は出荷証明書に記載の納入日又は施工証明書に記載の施工日。その他の場合は保証開始日。）又は補助対象

	<p>ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。</p> <p>イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>（ア）太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10kW未満（小数点以下2桁未満切り捨て）であること。</p> <p>（イ）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の電力受給契約において最大受電電力が10kW未満であること。</p> <p>ウ 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。</p> <p>エ 発電した電気が住宅において消費されていること。</p>	<p>機器が設置された建売住宅の引渡日が、市長が年度ごとに別に定める期間内であること。</p> <p>2 補助対象機器は未使用品であること。</p> <p>3 補助対象機器に係るリースの取り扱いについては、次のとおりであること。ただし、窓断熱は対象外とする。</p> <p>（1）「法定耐用年数」以上（太陽光発電設備及び太陽熱利用システムにおいては、10年以上）の契約を締結していること。</p> <p>（2）リース事業者が補助対象機器を貸与する場合には、補助対象機器の月々のリース料の額が、当該補助対象機器の借受人に対し、この要</p>
<p>太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）</p>	<p>日本工業規格（JIS）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること。</p>	

<p>家庭用燃料電池 (エネファーム)</p>	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会 (F C A) に登録されている機器であること。</p>	<p>綱による補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。</p>
<p>蓄電池</p>	<p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。 ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ (以下「S I I」という。) が補助対象として登録している機器であること。 イ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。</p>	<p>4 補助対象機器に係る P P A の取り扱いについては、次のとおりであること。 (1) 10 年以上の契約を締結していること。 (2) P P A 事業者が補助対象機器を設置する場合にあっては、補助金相当額を月々の電気料金から減額</p>
<p>窓断熱 (窓・ガラス)</p>	<p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。 ア 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅の断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品又は国が実施する先進的窓リノベ事業において補助対象としている製品であって、既存住宅 (見積日、契約日等補助対象機器の設置に係る依頼を行った日より前に建築されていることが登記事項証明書等 (登記事項証明書又は固定資産税の名寄帳等をいう。以下同じ。) により確認できる住宅をいう。以下同じ。) への導入であること。</p>	<p>(割引) することにより還元すること又は補助金相当額を現金等で還元すること。 5 店舗等併用住宅への導入については、住宅部分への導入を対象とする。ただし、住宅部分の延床面積が建物全体の延べ床面積の 2 分の 1 を超えるものに限</p>

	<p>イ 住宅の外気に接する窓全て又はリビング、ダイニング若しくは寝室等継続的に使用される居室1室を含む3室（壁やドアで区切られた部分であること）以上の外気に接する全ての窓の改修であること。</p>	<p>る。</p>
V2H（※1）	<p>NeVがV2Hの導入に係る補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。</p>	
HEMS（※2）	<p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア エネルギー使用量を計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。</p> <p>イ 「ECHONET Lite」規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p>	

※1 V2H 電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給するシステム

※2 HEMS 家電、太陽光発電設備、エネファーム、蓄電池等をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステム

別表第2（第7条関係）

補助対象機器	補助金額
太陽光発電設備	<p>太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり3万円を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。</p>

太陽熱利用システム（自然循環型）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、3万円を上限とする。
太陽熱利用システム（強制循環型）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、5万円を上限とする。
家庭用燃料電池（エネファーム）	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。
蓄電池	S I I に登録された蓄電池容量1kWh当たり1.5万円を乗じて得た額であって、20万円を上限とする。
窓断熱（窓・ガラス）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、10万円を上限とする。
V2H	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。
HEMS	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、2万円を上限とする。

別表第3（第8条関係）

補助対象機器	個別必要書類	共通必要書類
太陽光発電設備	ア 保証書の写し イ 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写し ウ 設置状況を示す配置図	1 契約書、見積書、注文書等補助対象機器に係る導入者及び経費の内訳が確認できる書類の写し 2 補助対象機器の設置に係る領収書の写し（PPAの場合を除く。割賦販売により設置する場合にあつては、現金支払い部分の領収書及び残金全額を支払うことが明記されている契約書等の写し）
太陽熱利用システム（自然循環型・	保証書の写し	

<p>強制循環型)</p>		
<p>家庭用燃料電池 (エネファーム)</p>	<p>保証書の写し</p>	
<p>蓄電池</p>	<p>ア 保証書の写し イ 製品カタログや仕様書の写し等システムパッケージ型番と構成機器が確認できる資料（保証書等に記載されていない場合に限る。） ウ 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写し、太陽電池モジュールが設置されていることが確認できる写真等、太陽光発電設備の設置が確認できる書類（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合を除く。）</p>	<p>3 滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあつては、リース事業者、借受人双方のもの。申請者がP P A事業者の場合にあつては、P P A事業者、サービス利用者双方のもの。） 4 補助対象機器が導入された住宅の位置図 5 補助対象機器の写真（住宅部分を含む機器の全体写真及びメーカー名、型式及び製造番号等導入された機器が確認できる写真（導入された機器が確認できる写真については窓断熱を除く。）） 6 補助対象機器が導入された住宅の居住者の住民票（発行後3月以内のもの。単身赴任等により補助対象機器が導入された住宅に当該システム及び住宅の所有者が居住していない場合に限る。）</p>
<p>窓断熱 (窓・ガラス)</p>	<p>ア 公益財団法人北海道環境財団が設定する製品型番又は先進的窓リノベ事業に登録された機器の製品型番の記載があるものであつて、製造メーカーが発行した出荷証明書又は施工証明書</p>	<p>7 承諾書（申請者又は同居する家族等以外が所有する建物及び土地に補助対象機器を導入する</p>

	<p>イ 設置状況を示す配置図 なお、補助対象機器の設置場所がわかるように番号を付すこと。</p> <p>ウ 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書等（登記事項証明書にあっては発行後3月以内のものに限る。）、既存住宅への導入であることが確認できるもの。</p> <p>エ 補助対象機器設置に係る施工中の写真。なお、配置図と比較できる番号を付すこと。</p>	<p>場合に限る。)</p> <p>8 リース契約書の写し（リースの場合に限る。)</p> <p>9 リース料金の算定根拠明細書（様式第2号。リースの場合に限る。)</p> <p>10 PPAに係る契約書の写し（PPAの場合に限る。)</p> <p>11 経済的負担軽減措置内容説明書（様式第6号。PPAの場合に限る。)</p> <p>12 その他市長が必要と認める書類</p>
V2H	<p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 設置状況を示す配置図</p>	
HEMS	<p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 稼働していることが分かるモニターの写真</p>	